

25農振第1489号
平成26年1月10日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長

農地転用許可事務の迅速化及び簡素化について

農地転用許可事務については、これまでもその迅速かつ適正な処理をお願いしているところであるが、平成25年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、農地転用許可事務の迅速化を図るため、提出書類の簡素化などに関して、都道府県知事に通知することとされたところである。

については、下記事項に御留意の上、今後における農地転用許可事務の迅速かつ適正な処理をお願いするとともに、このことについて、貴管内市町村及び農業委員会に対して通知願いたい。

記

1 許可申請書等の添付書類の簡素化

農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要のある書類については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）に定められているところであり、それ以外の書類については特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めることのないよう、今後とも、十分留意するものとする。

2 農地転用許可事務の迅速化

- (1) 農地転用許可事務については、事務処理要領別紙1の第4の5において、その迅速な処理を図るため、標準的な事務処理期間を設定しているところであり、この期間内に事務処理を完了することの徹底を図るものとする。
- (2) 地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）、都道府県及び農業委員会は、農地の転用を行おうとする者（以下「転用事業者」という。）から農地転用事前審査申出書又は農地転用

許可申請書（以下「申請書等」という。）の提出前に農地の転用についての相談等（以下「事前相談等」という。）があった場合には、次の点に留意して対応するものとする。

ア 事案の内容を十分聴取の上、当該事案の農地転用許可基準の適用に当たつての考え方等を十分説明するとともに、許可の見通しがあると判断される場合には、転用事業者が申請書等を提出する場合に措置すべき事項の指示等適切な助言をすること。

イ 地方農政局、都道府県及び農業委員会は、事前相談等を受けた際はその場で転用事業者に対し助言等を行うことが望ましいが、事案が他の関係部局との間であらかじめ調整を要する内容が含まれる場合には、転用事業者に対してその旨を告げた上、速やかに関係部局との間で所要の協議・調整を行い、その結果に基づき遅滞なく転用事業者に対し助言等を行うこと。

ウ 農業委員会が転用事業者から事前相談等を受けた場合は、その事案の概要及び転用事業者に対する助言等の内容を速やかに都道府県に報告すること。また、都道府県が農業委員会から報告を受けた事案及び都道府県が事前相談等を受けた事案のうち農林水産大臣の許可に係るものについては、地方農政局にそれぞれの事案の概要及び転用事業者に対する助言等の内容を速やかに報告すること。

エ 地方農政局及び都道府県は、事前相談等があった事案については、申請書等の提出が行われた場合に迅速に対応することができるよう、可能な限り関係部局との間で事前調整を行い、当該事案の許否の見通し等の早期決定に努めること。

(3) 農業委員会は管内における農地転用の動向、転用許可申請件数及び許可に係る事務処理の状況等を勘案し、転用許可の事務処理が迅速に行われるよう、次の措置を講ずるものとする。

ア 農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの転用許可申請書の提出期限を明確にし、その周知徹底を図ること。

イ 農地転用許可申請件数が多い場合には、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること。